

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成30年3月29日
【会社名】	株式会社アイフリーク モバイル
【英訳名】	I-FREEK MOBILE INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上原 彩美
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
【電話番号】	092(471)5211(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼管理部長 紀伊 克彦
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
【電話番号】	092(471)5211(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼管理部長 紀伊 克彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 243,200,000円 第15回新株予約権証券 7,044,060円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 718,464,060円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社アイフリーク モバイル 東京支店 (東京都新宿区新宿二丁目1番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	950,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成30年3月29日(木)開催の取締役会決議により行うものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	950,000株	243,200,000	121,600,000
一般募集			
計(総発行株式)	950,000株	243,200,000	121,600,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は121,600,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
256	128	100株	平成30年4月16日(月)		平成30年4月16日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行わないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アイフリークモバイル 管理部	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社西日本シティ銀行 大名支店	福岡県福岡市中央区天神二丁目5番28号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	2,505個(新株予約権1個につき1,000株)
発行価額の総額	7,044,060円
発行価格	新株予約権1個につき2,812円(新株予約権の目的である株式1株当たり2,812円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年4月16日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号 株式会社アイフリークモバイル 管理部
払込期日	平成30年4月16日(月)
割当日	平成30年4月16日(月)
払込取扱場所	株式会社西日本シティ銀行 大名支店

- (注) 1. 平成30年3月29日(木)に開催された取締役会決議によります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は2,505,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。))は1,000株とする。)。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」といいます。))は、金284円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」といいます。))をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、平成30年3月29日取締役会決議に基づき当社普通株式が発行される場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。))以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

本欄第(2)号からまでの各取引において、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号からにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また本欄第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本欄第(2)号に定める取得請求権付株式にかかる取得請求権又は新株予約権について、その行使が可能な期間が満了した場合(但し、当該権利の全部が行使された場合を除く。)

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本欄第(2)号に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	718,464,060円 (注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年4月17日から平成33年4月16日までとする。（但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイフリーク モバイル 管理部 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社西日本シティ銀行 大名支店 福岡県福岡市中央区天神二丁目5番28号
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。 2. 当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式の5連続取引日（終値のない日を除く）に係る終値単純平均が、行使価額に1.2を乗じた額（小数点以下第一位四捨五入）を上回った場合、その翌日から起算して10取引日以内に本新株予約権の行使をすることを本新株予約権者に請求できるものとし、本新株予約権者は、かかる請求を受けた場合には、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の出来高を勘案した上で、速やかに当該請求のなされた本新株予約権につき、行使するものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の20日前までに通知したうえで、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。 2. 当社は、以下の場合は、当社取締役会が定める取得日において、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）

	<p>当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたとき</p> <p>普通株式についての株式の併合（普通株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたとき</p> <p>特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたとき</p> <p>当社の普通株式が上場廃止となったとき</p> <p>3. 当社は、本新株予約権の発行後、当社の普通株式の10連続取引日（終値のない日を除く）に係る終値単純平均が、行使価額に1.8を乗じた額（小数点以下第一位四捨五入）を上回った場合には、本新株予約権者に対して本新株予約権の行使を請求できるものとし、当社は、当該請求の日から10日以内に本新株予約権者が行使請求しなかった本新株予約権の全部又は一部を、当社取締役会が定める取得日において、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、下記の方針に従って再編当事会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類</p> <p>再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数</p> <p>別欄「新株予約権の目的となる株式の数」に準じるが、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整するものとする。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>別欄「新株予約権の行使時の払込金額」に準じるが、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整するものとする。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件</p> <p>別欄「新株予約権の行使期間」、別欄「新株予約権の行使の条件」、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」及び本欄、別欄「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

（注）1. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中の取引日に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載（以下「行使請求受付場所」という。）に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の目的である株式の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書に係る新株予約権行使請求受付日（行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日の直後に到来する取引日午前11時まで）に当該行使請求に係る出資金総額の指定口座への入金当社により確認された場合には、当該取引日とし、当該確認が当該取引日午前11時以降になった場合には当該取引日の翌取引日とする。）に発生する。
- (3) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができず、直ちに、当該行使請求に係る出資金総額を指定口座への振り込むものとする。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下、「振替法」といいます。）およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しません。

4. その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
961,664,060	7,370,000	954,294,060

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込価額243,200,000円に本新株予約権の払込金額の総額7,044,060円及び行使に際して払い込むべき金額711,420,000円の合計718,464,060円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用、割当先等調査費用、新株予約権価格算定費用、有価証券届出書作成費用であります。なお、発行諸費用については概算額であり、変動する可能性があります。

(2) 【手取金の使途】

当社グループが属するモバイルビジネス環境は急速な変化を続けており、内閣府が平成29年3月に実施した消費動向調査では、平成29年3月末のスマートフォンの世帯普及率は従来型の携帯電話の普及率を11.1ポイント上回る69.7%に達し、格安スマホやSIMフリー等多様化しながら拡大の一途を辿っております。

このような経営環境のもと、当社は引き続きモバイルコンテンツ事業の持続的な成長と関連事業の育成を進めてまいりました。特に昨今の経済情勢の変化に対応するため、より一層のお客様視点に立った事業運営を目指し、サービスの認知度向上、デジタルコンテンツ資産の有効活用、顧客満足度の向上、新技術への対応、システムの安定的な稼働に努め、「デココレ」「photodeco+」等のコミュニケーションコンテンツ領域及び「森のえほん館」等のファミリーコンテンツサービス領域の一層のサービス強化を進めてまいりましたが、新規ユーザー数の伸び悩みや、継続利用率の減少並びに当社保有デジタルコンテンツ資産の有効活用や、先進技術への強化への対応への遅れなどが影響したことにより、平成30年3月期第3四半期累計期間におけるモバイルコンテンツ事業の売上高は286,571千円（前年同期比22.2%減）、セグメント利益は43,317千円（前年同期比47.0%減）と前年同期比で減収減益となりました。

当社は、これまで経営基盤の強化・多角化を図ることが必要不可欠であると認識しており資源分配を行うことが最善の施策として取り組んでまいりましたが、企業価値向上の手段として、今後は、成長が期待できる事業を見極め「選択と集中」による資源投下を実施すべく取り組む計画であります。

そのため、現状のモバイルコンテンツ事業については、他社の競合コンテンツとの比較や、当社のコンテンツの分析を重ね、現状の課題を洗い出すことにより、ユーザーの拡大に向けた施策の不足や当社の現状のデジタルコンテンツ資産が有効活用できていない点などが把握されました。

ユーザーに対しより魅力的なモバイルコンテンツの提供を安定的に行うべく、コンテンツユーザー数の拡大と継続利用促進、デジタルコンテンツ資産の有効活用、顧客満足度の向上、新技術への対応、シス

テムの安定稼働への対応が必要であるという課題整理に至りました。これらの課題を踏まえた新規事業への資源の集中を行うことが当社の成長において必要であると認識しております。

新規事業については、これまでのモバイルコンテンツ事業で培ったノウハウやキャラクター等のデジタルコンテンツ資産を有効に活用することができ、新規性がありかつ持続的に収益を生み出す事業である点に着目をし、検討をしております。検討の結果、後記<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>及び<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>に記載のとおり、「ミライッポStartup IPO」への取り組みを行うことと致しました。

新規事業である「ミライッポStartup IPO」は当社が有するクリエイターネットワークならびにこれまで培ってきたキャラクター等のデジタルコンテンツ資産を活用できる購入型クラウドファンディング事業であります。

当事業については、コンテンツユーザー数の拡大と継続利用促進、デジタルコンテンツ資産の有効活用、顧客満足度の向上、新技術への対応、システムの安定稼働といった当社が認識する課題に対処すべく、システム投資、マーケティングへの投資を十分に行うことにより、持続的に収益創出を行うことができるよう取り組む予定であり、クリエイターのビジネスサポートができるプラットフォームの構築並びに既存株主の利益創出に資する事業とするよう努めるよう致します。

さらに本新株式並びに本新株予約権の発行により、事業資金の調達とともに自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることが可能となります。平成30年3月期3四半期末時点において、当社における自己資本比率は60.7%と平成29年3月期末の45.2%と比較し、15.5%程度の改善をしておりますが、依然として平成30年3月期第3四半期累計期間において、64,506千円の当期純損失を計上していることから、収益を安定的に生み出せる企業体質としては十分ではないことから財務体質の継続的な強化は必要であると認識しております。

これらの事象を総合的に勘案し、第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

本第三者割当で調達する差引手取概算額954,294,060円については、モバイルコンテンツ事業の強化のためミライッポStartup IPO事業の運転資金、新「森のえほん館」プラットフォーム開発資金及び当社子会社への貸付金に充当いたします。具体的な資金の使途は、以下のとおりです。

なお、新株予約権により調達した資金は ミライッポStartup IPO事業の運転資金、新「森のえほん館」プラットフォーム開発資金、の順番で充当する予定であります。

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

（単位：百万円）

具体的な使途	金額	支出予定時期
ミライッポStartup IPO事業の運転資金	218	平成30年4月～平成31年6月
当社子会社への貸付金	25	平成30年4月～平成31年3月

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

（単位：百万円）

具体的な使途	金額	支出予定時期
ミライッポStartup IPO事業の運転資金	666	平成30年4月～平成31年6月
新「森のえほん館」プラットフォーム開発資金	45	平成30年10月～平成31年9月

- （注）1．調達資金を実際に支出するまでは、当社の取引金融機関の預金口座にて管理いたします。
- 2．今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途、金額又は支出予定時期は変更する可能性があります。
- 3．株価低迷により権利行使が進まない場合は、銀行借入等、別途資金調達を検討いたします。
- 4．本第三者割当により調達される手取金の使途のより具体的な内容につきましては、以下の通りです。

ミライッポStartup IPO事業の運転資金

現在、アニメ、マンガから生み出されるキャラクターなどのIP（知的財産）は日本のみならず、世界各国で注目されており、日本のグッズ、映画、アニメ等の売上は世界規模へと成長し、キャラクタービジネスの市場規模は株式会社矢野経済研究所の調査によれば平成24年度より年々増加傾向にあります。また、著名キャラクターだけでなく、LINE株式会社が展開するクリエイターが自由にスタンプ制作・販売できる「LINE Creators Market」は3年間の販売総額は479億円（平成29年5月15日時点）、登録クリエイターは72万人を記録するなど、無名のキャラクターやIP（知的財産）であっても、ビジネス化できる機会が生まれています。

当社も、以前より壁紙やデコメをはじめとしたモバイルコンテンツビジネスやクリエイターネットワークサービス「CREPOS（クリボス）」などの運営により、キャラクター、IP（知的財産）を活用したビジネスを構築してまいりました。既に平成29年6月にコンテンツマッチングサイトとして「ミライッポ

Startup IPO」サイトの 版の試験運用を開始しておりますが、「ミライッポStartup IPO」サイトをリニューアルオープンすることで新たなキャラクター、IP（知的財産）を活用したプラットフォームビジネスを行うことを予定しております。

新たなプラットフォームビジネスの内容は、「ミライッポStartup IPO」にてキャラクターを基盤とした購入型クラウドファンディングサービスとなります。当社の審査に通過したクリエイターであれば誰でもプロジェクトを立ち上げることができます。また支援者（ファン）も、共感したプロジェクトにインターネットを通じて誰でも簡単に支援することが可能となります。

購入型クラウドファンディングサービスであるため、立ち上げるプロジェクトは、グッズやデジタルコンテンツの制作のための資金調達を目的としており、共感した支援者による支援金額がクリエイターの設定した目標額を超えた場合にプロジェクトが成立し、クリエイターはグッズやデジタルコンテンツの制作が可能となり、制作したグッズやデジタルコンテンツ等の魅力的なアイテムが支援者に提供されます。調達した資金により製作したグッズを販売できるようなECサイトも別途開発する予定です。なおECサイト（商品販売サイト）は、別途開発が必要になり、開発に際しては既に販売サイトを保有する協力会社との提携等を模索しつつ初期費用や開発期間の圧縮を予定しております。

本プラットフォーム上では、ユーザーも売主としてクリエイターから購入したデジタルコンテンツを出品し、ユーザー間（C to C）におけるデジタルコンテンツの売買を可能とする仕組みを想定しています。このような取り組みを行うことから、デジタルコンテンツのオンライン販売取引においては、本サイトで売買されるデジタルコンテンツの不正利用の対策が必要となります。そこで当社は、The NAGA Group AG（以下、「NAGA Group」（注）といいます。）が運営する「Switex」の導入を予定しております。

NAGA Groupは、ドイツのフランクフルト証券取引所に上場するフィンテック関連企業でドイツ証券取引所と協働で世界初となるゲーム内アイテムの取引のための取引所「Switex」を平成28年11月に設立しており、平成30年3月31日に稼働を予定しているとのことです。NAGA Groupが「Switex」の技術的な部分を管理している点において信頼性が高く、初期的な開発コストも低減が行えます。また、NAGA Groupの運営する「Switex」はブロックチェーン技術を先駆的に手掛ける同社が開発したオンラインゲームアイテムの売買プラットフォームです。「Switex」を活用することでブロックチェーンベースのシステムにアイテムの購入者（所有者）と購入日、所有期間、購入価格等の情報を格納し、当社が別途開発するミライッポビューワ（デジタルコンテンツを表示するシステム）により、ブロックチェーンを参照することで、審査を経て登録されたIPかどうかの判断や、アイテムの転売回数や転売可否といった制限を行うことが可能となります。このように「Switex」を活用することで、デジタルコンテンツの複製や不正利用が生じない仕組みづくりが可能と見込んでおります。

このような仕組みを構築することで、「Switex」内においては、IP（知的財産）は権利帰属が明確に管理されることから著作権の不正利用リスクの低減が図れ、「ミライッポStartup IPO」を利用するクリエイターに有益な環境が提供可能となります。

また、クリエイターが広く支援を獲得できる仕組みとして、「ミライッポStartup IPO」において、コミュニケーションツールとして、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）機能の実装を予定しております。クリエイターはSNSの活用により、「ミライッポStartup IPO」サイト内に限り、プロジェクトを「拡散」させ多くの支援者を獲得したり、クリエイター自らキャラクターに対する思いや制作秘話などの発信が行えます。支援者においても応援メッセージやプロジェクトに関する質問等を直接クリエイターに行うことにより、「クリエイターと支援者」の繋がりが深まります。

さらにクリエイターがどのようにしたら多くのファンを募ることができるかなどの助言なども「ミライッポStartup IPO」の運営メンバーがクリエイターに対してノウハウ提供などを行うサポート体制の構築も予定しております。

このようなサービスを提供することによって、クリエイター側は、自身で創出したキャラクターの認知度の向上を図ることができ、キャラクターのグッズ化など将来的な収益創出の機会を得ることが可能です。

ファン側は「ミライッポStartup IPO」において、グッズやデジタルコンテンツ等の魅力的なアイテム以外にもファン限定の特別サイト、特別情報の提供等、クリエイターとの交流が楽しめる仕組みを想定しております。また、クリエイター独自でファンへの見返りの設定が行える仕組みも併せて予定しており、クリエイターのファンであれば特別感を感じることができるようなメリット（資金提供を行ったファンのみが閲覧できるイラストコンテンツの配信等）が創出できるプラットフォームづくりを目指します。

当社としては、クラウドファンディングの目標額を達成したクリエイターからの成功報酬やサイト広告収入を見込んでおります。

将来的には、NAGA Groupの運営する「Switex」を利用している全世界のゲーム企業との相互連携を見込んでおり、具体的には、「ミライッポStartup IPO」サイト内で将来有望なキャラクターのライセンス

を、NAGA Groupとの協力により全世界のゲーム企業にライセンス提供するといったライセンス収入も見込んでおります。このように当社がクリエイターに対してライセンスのマルチユースを支援することにより、クリエイターの「ミライッポStartup IPO」におけるクラウドファンディングでの調達意欲を喚起する予定であります。

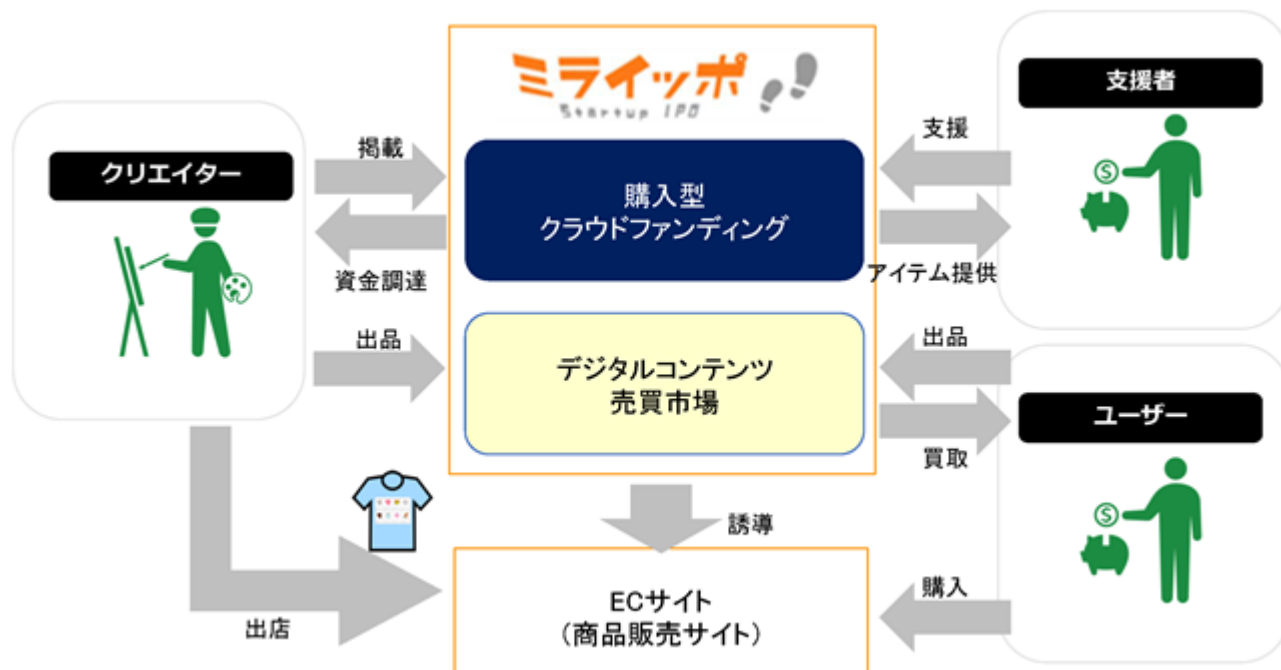
「ミライッポStartup IPO」のサービス本格稼働までのスケジュールとしては、平成30年6月末までにサイトをプレオープンし、テスト運用を開始し、同時に本格稼働に向けたプロモーションを開始致します。本格稼働は平成30年10月末まで行くことを予定しており、平成30年12月末までにはSNS機能を実装するスケジュールとなっております。

プロジェクトを開始する平成30年4月からプレオープンの平成30年6月までに223百万円、プレオープンの平成30年7月から本格稼働を予定する平成30年9月までに192百万円の費用支出を見込んでおります。本格稼働を行う平成30年10月から単月黒字化を予定する平成31年6月末までに469百万円の費用の支出を予定しております。なお、単月黒字化の前提として、平成31年3月以降、月間平均30件の新規プロジェクトを取り扱って、合計150百万円を平均して調達できることを前提としております

なお、株価低迷等により新株予約権が行使されず、資金調達が進まない場合には、手元資金を充当や別途の資金調達を検討する等により、本事業を推進する予定であります。

本第三者割当増資では、本新株式(218百万円)及び本新株予約権(666百万円)の計884百万円の調達を見込んでおります。具体的には新株式により調達した218百万円は、NAGA Groupが有するオンラインゲームで使用される武器などアイテムの取引市場である「Switex」の日本国内でのライセンス費用(60百万円:平成30年4月支出予定)、OSやアプリケーションの脆弱性の保護、DOS攻撃などの不正通信を防御するためのサーバ機器の購入費用(150百万円:平成30年4月支出予定)、テスト運用で使用する他社が保有する著名キャラクターIPのライセンス約1件獲得費用(20百万円:平成30年6月支出予定)、開発外注費(20百万円:平成30年6月支出予定)、その他人件費等(103百万円:平成30年4月~8月支出予定)を見込んでおります。

新株予約権で調達した666百万円は、主にマーケティングコスト(85百万円:平成30年6月~平成31年6月支出予定)ならびに物販、SNS機能の追加開発費(50百万円:平成30年6月~平成31年6月支出予定)、「ミライッポStartup IPO」サイトのセキュリティ強化費用(168百万円:平成30年6月~平成30年12月支出予定)、他社が保有する著名キャラクターIPのライセンス約2件獲得費用(40百万円:平成30年8月~平成30年12月支出予定)、その他運用人件費等(323百万円:平成30年9月~平成31年6月支出予定)を見込んでおります。なお、新株予約権の行使に従い本資金への充当を行う予定です。本事業は、当社の有するクリエイターネットワークなどの経営資源を新たな収益源として期待される購入型クラウドファンディング事業において展開するものであり、本事業の収益化が進むことで当社のモバイルコンテンツ事業の持続的な成長に向けた強化につながり、ひいては当社グループの企業価値の向上および、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。



(注)：NAGAグループ

NAGAグループは証券・仮想コンテンツ取引事業において実績があり、ドイツのフランクフルト証券取引所に会社設立から短期間で上場したフィンテック関連企業です。2018年2月末日時点の株式時価総額は1.7億ユーロを超えており、ドイツ国内だけではなく世界の証券・仮想コンテンツ取引事業において安全かつ公正な取引を実現しているトレーディングを目的としたサービス提供を行う企業です。

NAGAグループは2016年12月1日に、ドイツ証券取引所と協働で世界初となるゲーム内アイテムの取引のための取引所「Switex」を平成28年11月に設立しており、平成30年3月31日に稼働を予定しているとのことです。NAGAグループが「Switex」の技術的な部分を管理し、ドイツ証券取引所が市場のノウハウを提供することで、ゲーム内のバーチャルなアイテムとトレーディングを実現させています。

新「森のえほん館」プラットフォーム開発資金

「森のえほん館」（電子絵本）において、毎週新作の絵本を更新し継続率の確保に向けた書籍数を揃え、操作性の向上と閲覧サービスの充実といった基軸サービスの拡充に努めるとともに、B to Bを通し、各社監修の絵本の定期的な配信に加え、絵本コンテンツを動画に改編し配信することによる幅広いコンテンツの提供を進めてまいりました。

その結果、現在安定的に収益計上はできているものの、日本のみをターゲット化すると、少子高齢化が加速されることもあり、ニーズが先細りするリスクが考えられます。よって、安定的な収益獲得のためさらなるユーザビリティの向上やグローバル展開を見据え、配信プラットフォームの開発に着手することといたしました。具体的には、小学3年生から段階的に英語教育が義務化される、東京オリンピック・パラリンピック開幕に向けたインバウンド需要が増加する、などの理由から英語だけではなくアラビア語、インドネシア語、中国語などグローバル多言語展開で『語学学習にフォーカスした絵本サービス』を立ちあげ、先細りするニーズに歯止めをかけていきます。また、学べる要素の増える絵本コンテンツの制作や、現地ニーズに合わせた絵本コンテンツの制作を行うと同時に、利用シーンに対応するべくスマートフォン向けビューワの開発も見込んでおります。なお、本開発資金は新株予約権の行使に従い随時本資金への投入を行う予定です。

以上の施策を実行することにより、「森のえほん館」のコンテンツ価値が向上し、当社グループの企業価値の向上につながり、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

当社子会社への貸付金

当社が平成29年11月8日に設立した子会社である株式会社アイフリークGAMESに、労働者派遣業及びシステムエンジニアリング事業を行っているコンテンツクリエイターサービス（CCS）事業の競争力を一層高めていくため、当該事業の一部を平成30年4月に移管する予定であります。

なお、当該子会社は、平成30年4月から1年間はキャッシュフローが赤字で継続することを予定しており、当該子会社が直接資金調達することが困難であることが予想されるため、当該子会社の運転資金及び人材採用費のための支援として当社から貸付けを行うことを予定しております。

これまでのコンテンツクリエイターサービス（CCS事業）の実績に基づく見通しから、平成31年3月末までの資金繰りとして25百万円を見込み、営業活動及び人材採用強化により平成31年3月末までに収益化を目指しております。

なお、本新株予約権により調達する資金を充当する優先順位としては、上記<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>に記載の資金使途の順に充当する予定としておりますが、本新株予約権の行使が進まずに予定した資金(711百万円)の調達ができなかった場合には、その時の状況に応じて判断してまいります。資金調達方法を再考し、一時的に当社の手元資金を活用しながら当社の新たな資金調達を検討していく所存です。

<資金調達の的方法として本第三者割当による新株式及び新株予約権を選定した理由>

当社の資金需要につきましては、前記「第1「募集要項」 5「新規発行による手取金の使途」(2)手取金の使途」に記載のとおりであります。資金調達の的方法としては、事業規模の拡大を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や、金融機関からより有利でスムーズな借入を行うために財務体質のさらなる安定性を確保する必要性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間及びコストが第三者割当による新株式及び新株予約権の発行より割高であることから、現時点における資金調達方法としては合理的ではないと判断いたしました。

本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達スキームは、当社といたしましても、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるのと同時に、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものと考えております。加えて、必ずしも本新株予約権は一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社および当社既存の株主にとっても、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。なお、当初の計画通りに、本新株予約権の行使による資金調達を行うことができない場合、成長戦略に係る資金の支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

<本新株予約権の特徴>

本新株予約権の特徴は、次のとおりであります。

(メリットとなる要素)

本新株予約権は、発行当初から行使価額は284円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から2,505,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から12か月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日を決議することができます。

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する旨の制限が付されております。

(デメリットとなる要素)

本新株予約権の行使が進んだ場合、2,505,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず当社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があります。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場において売却する可能性があります。この場合、当社の株価が下がる可能性があります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

永田 浩一

a. 割当予定先の概要	名称	永田 浩一
	住所	神奈川県横浜市中区
	職業	会社経営
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	永田浩一氏は当社普通株式を1,910,000株保有しています。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	永田浩一氏が過半数を保有する次の企業と当社との間に取引関係があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社スマートテクノロジー（東京都中央区） ・株式会社Vグラン（東京都千代田区） ・株式会社Vエスピーロ（東京都中央区） ・スプリーダム株式会社（東京都港区） ・Vスプリーダム株式会社（東京都港区） ・株式会社Vクオンタム（東京都渋谷区） ・株式会社Vヴィズリア（東京都渋谷区） ・株式会社ブライトウェイ（東京都新宿区） ・株式会社Vブライト（東京都渋谷区） ・株式会社Vカレンシー（東京都中央区）

（注） 割当予定先の概要欄及び当社と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

黒田 喜久

a. 割当予定先の概要	名称	黒田 喜久
	住所	千葉県松戸市
	職業	会社経営
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	黒田喜久氏は当社普通株式を220,000株保有しています。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要欄及び当社と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

橘 茂昌

a. 割当予定先の概要	名称	橘 茂昌
	住所	東京都品川区
	職業	会社経営
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	橘茂昌氏は当社普通株式を175,000株保有しています。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要欄及び当社と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

ヴァスダックキャピタル株式会社

a. 割当予定先の概要	名称	ヴァスダックキャピタル株式会社
	本店の所在地	東京都中央区日本橋兜町三丁目3番
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 永田 浩一
	資本金	5,000万円
	事業の内容	資産管理業
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社ヴァスダックインターバンクシステム 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社普通株式を520,000株保有しています。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社と営業取引を行っています。

（注） 割当予定先の概要欄及び当社と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

ドリーム10号投資事業有限責任組合

a. 割当予定先の概要	名称	ドリーム10号投資事業有限責任組合		
	所在地	東京都千代田区一番町22番地3 アデックス一番町ビル402号		
	出資額の総額	328,242千円		
	組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする		
	主たる出資者及びその出資比率	宮嶋 正邦	33.31%	
		勝山 博文	33.31%	
		株式会社ベストメソッド	33.31%	
	業務執行組合員等に関する事項	名称	モダンパス合同会社	
		本店の所在地	東京都千代田区一番町22番地3 アデックス一番町ビル402号	
		代表者の役職及び氏名	代表社員 勝山 博文	
資本金の額		10万円		
事業内容		投資事業組合財産の運用、管理		
主たる出資者及びその出資比率		勝山 博文 100%		
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。		
	人事関係	該当事項はありません。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術又は取引関係	該当事項はありません。		

（注） 割当予定先の概要欄及び当社と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、当社の事業内容及び今後の事業方針に対して理解いただき、また、既存株主の株式価値の希薄化への配慮から本新株式と本新株予約権とを合せて引受けていただけるか、さらに、反社会的勢力とのかかわりが一切ないことを確認できるか、という基準で、割当予定先を検討してまいりました。

このような状況下、当社は平成28年9月7日付「第三者割当による新株式及び第13回新株予約権発行に関するお知らせ」において、過去に投資実績のある永田浩一氏、黒田喜久氏、橘茂昌氏並びに、永田浩一氏が代表を務めるヴァスダックキャピタル株式会社（以下、「ヴァスダックキャピタル」といいます。）が候補に挙がりました。

さらに永田浩一氏、黒田喜久氏、橘茂昌氏、ヴァスダックキャピタルに加え、黒田喜久氏の知人であり、ジャスダックやマザーズといった新興市場における上場企業への第三者割当の実績を有するドリーム10号ファンドの無限

責任組員であるモダンパス合同会社の勝山博文氏らに当社の経営戦略や事業方針、資金需要など現状説明を複数回実施致しました。

平成30年1月下旬に上記割当予定先から、当社事業戦略に理解及び賛同いただき、本新株式及び本新株予約権の組合せによる資金調達のご提案をいただきました。モダンパス社は、幅広い経営コンサルティングや、数多くの資本戦略コンサルティングを行うなど、ファイナンスに精通されています。また、永田浩一氏、黒田喜久、橘茂昌氏も当社の独立性を尊重しつつ、当社の成長戦略や営業支援なども手掛け、当社の企業価値向上のために総合的に支援していただいていることから、本第三者割当予定先として適していると判断し、割当予定先として選定したものです。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
永田 浩一	新株 200,000株 新株予約権 500個 (その目的となる株式 500,000株)
黒田 喜久	新株 50,000株 新株予約権 125個 (その目的となる株式 125,000株)
橘 茂昌	新株 50,000株 新株予約権 125個 (その目的となる株式 125,000株)
株式会社ヴァスダックキャピタル	新株予約権 130個 (その目的となる株式 130,000株)
ドリーム10号投資事業有限責任組合	新株 650,000株 新株予約権 1,625個 (その目的となる株式 1,625,000株)

e. 株券等の保有方針

各割当予定先とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、割当予定先からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨、意向を表明していただいております。本新株式並びに本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場への影響を勘案することを前提に、株価の推移を見ながら売却していく方針であると伺っております。

f. 払込みに要する資金等の状況

永田浩一氏からは、預金通帳の写しを受領して、本新株式の払込総額及び本新株予約権の発行に係る払込に十分な財産を有することを当該預金通帳の写し及び口頭で確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権のすべてを行使できないものの、割り当てられた本新株式を売却することや、割り当てられた本新株予約権の段階的な行使・行使により取得した株式を売却により資金確保するということを割当予定先から口頭にて確認しており、当社としましても十分であると判断いたしました。

黒田喜久氏からは、預金通帳の写しを受領して、本新株式の払込総額及び本新株予約権の発行に係る払込に十分な財産を有することを当該預金通帳の写し及び口頭で確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権のすべてを行使できないものの、割り当てられた本新株式を売却することや、割り当てられた本新株予約権の段階的な行使・行使により取得した株式を売却により資金確保するということを割当予定先から口頭にて確認しており、当社としましても十分であると判断いたしました。

橘茂昌氏からは、預金通帳の写しを受領して、本新株式の払込総額及び本新株予約権の発行に係る払込に十分な財産を有することを当該預金通帳の写し及び口頭で確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権のすべてを行使できないものの、割り当てられた本新株式を売却することや、割り当てられた本新株予約権の段階的な行使・行使により取得した株式を売却により資金確保するということを割当予定先から口頭にて確認しており、当社としましても十分であると判断いたしました。

ヴァスダックキャピタルからは、預金通帳の写しを受領して、本新株予約権の発行に係る払込に十分な財産を有することを当該預金通帳の写しで確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権のすべてを行使できないものの、割り当てられた本新株予約権の段階的な行使・行使により取得した株式を売却により資金確保するということを割当予定先から口頭にて確認しており、当社としましても十分であると判断いたしました。

ドリーム10号ファンドからは、平成30年3月7日時点で残高証明書を受領し、本新株式の払込総額及び本新株予約権の発行に係る払込に十分な財産を有することを当該残高証明書及び口頭で確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権のすべてを行使できないものの、割り当て

られた本新株式を売却することや、割り当てられた本新株予約権の段階的な行使・行使により取得した株式を売却により資金確保するという事を割当予定先から口頭にて確認しており、当社としましても十分であると判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である永田浩一氏、黒田喜久氏、橘茂昌氏、ヴァスダックキャピタルの代表取締役及び主要株主、ドリーム10号ファンドの主な出資者並びに業務執行組合員であるモダンパス合同会社の社員が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(住所:東京都港区赤坂2-8-11-4F代表取締役:羽田寿次)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

本新株式について該当事項はありませんが、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされており。なお、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方

本新株式

発行価格は、株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における本第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準とし、割当予定先との間で協議を重ねた結果、直前営業日の終値(284円)を基準とし、10%ディスカウントした256円といたしました。

また、本新株式の発行価格256円は本調達に係る取締役会決議の前日までの最近の1カ月平均268円に対して4.48%のディスカウント、前日までの最近3か月平均266円に対して3.76%のディスカウント、前日までの最近6か月平均265円に対して3.40%のディスカウントとなっております。

発行価格は株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値を基準とした経緯としましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)(以下、「日証協指針」といいます。)によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その発行価格は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価格)を基準として決定することとされているため、これに従い、当社取締役会決議日の直前営業日の終値を発行価格の基準といたしました。

また、ディスカウント率を10%とした経緯につきましては、平成29年3月期においては、営業利益の計上にはいたりましたが、当社が平成30年3月期第3四半期累計期間において営業損失を計上していること、注記にはいたらないものの、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していること等を総合的に勘案し割当予定先の1社であるドリーム10号ファンドからディスカウント要望があり、当社としましても、ドリーム10号ファンドが本株式の発行によって財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができること、本第三者割当による資金調達が当社の企業価値増大に寄与していくとの認識のもと、ドリーム10号ファンドおよびその他の割当予定先との協議を踏まえ決定したものであり、合理性があるものと判断いたしました。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

なお、本新株式の発行に関して取締役会に出席した当社監査役3名(うち2名が社外監査役)全員から、取締役会における上記算定根拠による発行価額の決定は、当社株式の価値を客観的に表す市場価格を基準とし、かつ日証協指針に準拠したものであり、当社の直近の財政状況及び経営成績等を勘案した結果、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利な発行価額ではないことから、有利発行には該当しないとの意見をいただいております。

本新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町1丁目11番28号、代表者：代表取締役社長 能勢元）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価284円（平成30年3月28日の終値）、権利行使価額284円、ボラティリティ49.79%（平成26年12月から平成30年2月の日次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間3年、リスクフリーレート 0.135%（評価基準日における長期国債レート）、配当率0.00%、当社による取得条件、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき2,812円との結果を得ております。

当社は、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による本新株予約権の発行価額の公正価値の算定結果を参考に、割当予定先と協議のうえ、本新株予約権の発行価額を、評価額（2,812円）と同額とすることを決定いたしました。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である284円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

また、本新株予約権の発行価格284円は本調達に係る取締役会決議の前日までの最近の1か月平均268円に対して5.97%のプレミアム、前日までの最近3か月平均266円に対して6.77%のプレミアム、前日までの最近6か月平均265円に対して7.17%のプレミアムとなっております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる条件について記載いたします。

・割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日（平成33年4月16日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

・取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにもかかわらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われる可能性があることから、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなり、株価が行使期間に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合に、取得条項を発動することを前提に置いております。具体的には、代替資金調達コストは修正CAPMにより算定した株主資本コスト6.68%に当社の想定格付から推定した信用コスト分25.56%を加えた値としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額284円に代替資金調達コスト92円を加えた376円としております。

なお、当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

・株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株式を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算式により考慮しております。

行使後の株価 = (行使時株価 × 発行済株式総数 + 行使価額 × 行使による発行株式数) / (発行済株式総数 + 行使による発行株式数)

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日当たり16,145株（最近1年間の日次売買高の中央値である161,450株の10%）ずつ売却することができる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付に伴う相場操縦により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規則）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値であることから、日次売買高の10%という数値を採用しており、このような前提は妥当であると考えております。また、本新株予約権においては、新株予約権者の権利行使における特性についても加味されております。具体的には本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した時点から6ヶ月を経過するまでの期間において取得条項が発動された場合においては、当該期間において均等に権利行使されブロックトレードが行われるものと仮定し、ブロックトレードによる株式処分コストを加味しております。株式処分コストについては、過去にお

ける公募・売上の発行事例から算出した合理的と見積られる一定の水準を想定し評価を実施しております。

そのうえで、当社は本新株予約権の公正価値(1個当たり2,812円)と本新株予約権の払込金額(1個当たり2,812円)を比較し、本新株予約権を公正価値と同額で発行するため、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

当社監査役3名(うち2名が社外監査役)全員から、発行条件は、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の独立した専門機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に依頼し発行価額を定めていること、過去の新株予約権発行による通常の新株予約権発行と比較し不当とはいえず、割当予定先に特に有利な発行条件ではないことから、有利発行には該当しないとの意見を得ております。

そして、当社取締役会においては、監査役3名の上記意見表明についての説明を受け、全取締役の賛同の下、本新株予約権の発行を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本新株式及び本新株予約権発行に係る潜在株式数は、それぞれ950,000株及び2,505,000株の合計3,455,000株(議決権個数は34,550個)であり、平成30年3月29日現在の当社発行済株式総数14,362,200株に対して24.06%、同日現在の議決権総数143,619個に対して24.06%となります。そのため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、一定の希薄化が生じることになります。

しかしながら本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

また、各割当予定先は、本新株式の割当及び本新株予約権を行使して取得した当社株式(3,455,000株)を中長期保有ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針ですが、当社株式の直近1か月間の1日当たりの平均出来高は338,732株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は440,943株、直近6か月間の1日当たりの平均出来高は351,115株となっており、一定の流動性を有しております。また、各割当予定先が本新株式及び本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数3,455,000株を本新株予約権の行使期間である3年間(245日/年度営業日で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は4,700株(小数点以下切捨て)となり、上記直近1か月間の1日当たりの平均出来高の1.39%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の1.07%、直近6か月間の1日当たりの平均出来高の1.34%となるため、これらの売却が市場内で短期間で行われた場合には、市場で流通する当社株式の株価に影響を与える可能性はあります。

しかしながら、各割当予定先は、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明していることから、当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものになると考えられます。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
永田 浩一	神奈川県横浜市中区	1,910,000	13.32%	2,610,000	14.66%
ドリーム10号投資事業有限責任 組合	東京都千代田区	-	-	2,275,000	12.78%
株式会社エムワイエヌ	東京都渋谷区	840,900	5.86%	840,900	4.72%
株式会社ヴァスダックキャピタル	東京都中央区	520,000	3.63%	650,000	3.65%
日本証券金融株式会社	東京都中央区	456,700	3.18%	456,700	2.57%
永田 万里子	東京都渋谷区	410,800	2.86%	410,800	2.31%
黒田 喜久	千葉県松戸市	220,000	1.53%	395,000	2.22%
山下 博	大阪府泉南市	207,100	1.44%	350,000	1.97%
橘 茂昌	東京都品川区	175,000	1.22%	350,000	1.97%
株式会社SBI証券	東京都港区	134,700	0.94%	134,700	0.76%
計		4,875,200	33.99%	8,330,200	46.80%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年9月30日現在の総議決権数143,430個に、本新株予約権及び本新株予約権の発行に係る議決権の最大となる数34,550個を加算し、算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期）及び四半期報告書（第18期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年3月29日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成30年3月29日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期事業年度）の提出日（平成29年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成30年3月29日）までの間において、下記臨時報告書を福岡財務支局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（平成29年7月7日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成29年6月27日開催の当社第17期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

第1号議案 定款一部変更の件

：「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」（平成25年法律第103号）が平成26年11月25日に施行され、「薬事法」の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（略称：医薬品医療機器等法）に改正となりましたので、現行定款第2条（目的）の一部を変更するものであります。

：「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成27年法律第73号）が平成27年9月30日に施行され、特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別が廃止され、全ての労働者派遣事業が許可制となりましたので、現行定款第2条（目的）の一部を変更するものであります。

第2号議案 取締役6名選任の件

上原彩美、紀伊克彦、中島洋介、吉田邦臣を取締役に選任するものであります。
鶴崎俊也、佐々木吉博を社外取締役に選任するものであります。

3 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	64,522	1,140	-	（注）1	可決 98.26%
第2号議案					
上原 彩美	64,962	1,210	-		可決 98.17%
紀伊 克彦	64,962	1,210	-		可決 98.17%
中島 洋介	64,962	1,210	-	（注）2	可決 98.17%
吉田 邦臣	64,646	1,526	-		可決 97.69%
鴫崎 俊也	64,962	1,210	-		可決 98.17%
佐々木 吉博	64,961	1,211	-		可決 98.17%

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第17期）	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月28日 福岡財務支局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第18期第3四半期）	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月9日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月19日

株式会社アイフリークモバイル
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直
業務執行社員
代表社員 公認会計士 木村 直人
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークモバイルの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイフリークモバイルの平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイフリークモバイルの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アイフリークモバイルが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月8日

株式会社アイフリークモバイル
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直
業務執行社員

代表社員 公認会計士 木村 直人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークモバイルの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第18期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフリークモバイルの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。